東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第４５号

東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例

東海道かわさき宿交流館条例（平成２４年川崎市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第８条、第９条関係）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">種　　別</td><td colspan="4">利　用　料</td></tr>
<tr><td>午　前</td><td>午　後</td><td>夜　間</td><td>全　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">9時～12時</td><td>1時～5時</td><td>5時30分～
9時</td><td>9時～9時</td></tr>
<tr><td rowspan="3">集会室（附帯設備を含む。）</td><td colspan="2">区画しない場合</td><td>3,240円</td><td>4,350円</td><td>5,810円</td><td>13,400円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">区画する場合</td><td>第１集会室</td><td>1,340円</td><td>1,780円</td><td>2,460円</td><td>5,580円</td></tr>
<tr><td>第２集会室（ステージを含む。）</td><td>1,900円</td><td>2,570円</td><td>3,350円</td><td>7,820円</td></tr>
<tr><td colspan="3">談話室（附帯設備を含む。）</td><td>330円</td><td>550円</td><td>780円</td><td>1,660円</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。